

第 88 回定例会 質 疑 通 告 書 (令和 2 年 11 月 27 日)

質 問 者	答 弁 を 求 め る 者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡	市 長	<p>議案第 100 号 淡路市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について</p> <p>1 この改正条例は、令和 2 年人事院勧告による国家公務員の給与に準拠しての改正が主なものだが、特別職関係の第 2 条、5 条に関して、今回の改正を機に新型コロナウイルス感染症による市民への影響を考慮し、国会議員の歳費削減のような対応をするという考えにはいたらなかったのか。また、そうした対応をする必要は無いと考えているのか。市長の認識を問う。</p> <p>2 第 3 条で特例措置をするのはなぜか。</p> <p>3 第 3 条の特例は特段期限が定められているわけでは無いが、1 条の規定による改正後の給与条例との差は、いつかは解消することになるのか。</p> <p>4 今回 3 つの条例をこの改正条例で変えることになるが、第 3 条に関しては改定により同じ効果とはならないが、なぜ別の条例として提案しないのか。</p> <p>5 今回の改正による影響額は。また、なぜその額を今回の補正予算として計上していないのか。今後含め、予算と条例を同時に提案するという考えに変更はないのか。</p>